

令和3年3月29日

令和3年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和3年3月29日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（12名）

教育総務部長	玉 川 一 二
教育総務課長	政 木 純 也
教育施設担当課長	鈴 木 龍 一
副参事（教育地域力担当）	丹 野 詩 織
副参事（施設調整担当）	荒 井 昭 二
学務課長	柳 沢 憲 一
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
副参事	早 川 隆 之
副参事（法務担当）	平 栗 敬 子
学校職員担当課長	池 一 彦
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	長 岡 誠

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第10号議案 大田区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

第11号議案 指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令

第12号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第13号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第14号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第15号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第16号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第17号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

第18号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程を廃止する訓令

第19号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則

第20号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令

- 第21号議案 大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 第22号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則
- 第23号議案 大田区いじめ防止基本方針の改正について
-

(午後 2 時 00 分開会)

○教育長

ただいまから、令和 3 年第 3 回大田区教育委員会定例会を開催いたします。
本日は傍聴希望者があります。
委員の皆様は傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

それでは、大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。

まず、会議録署名委員に北内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
それでは続いて、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

本日は、2 点について、報告させていただきます。

まず、1 点目は、区立小中学校の卒業式についてです。本年度は、コロナ禍のために来賓として卒業式に伺うことはできませんでしたが、様子のほうを拝見させていただきました。

まず、3 月 19 日に御園中学校の卒業式に伺わせていただきました。ちょうど卒業証書の授与が終わり、校長先生の式辞から拝見させていただきましたけれども、非常に整然と姿勢を正して式辞に聞き入っていた卒業生の姿が印象的でした。

校長先生は福沢諭吉の言葉を取り上げて、学ぶことの大切さを話しておりましたけれども、落ち着いた雰囲気の中で卒業式にふさわしいお話だったかというふうに思います。

在校生は参加していませんでしたが、今年は男女二人の卒業生が代表の言葉として卒業の思いと感謝を代表らしく述べておりました。そのほか、卒業生の合唱や校歌がありました。

涙を流す生徒はおりませんが、非常に爽やかな感じの卒業式だったなと思います。
また、3 月 24 日は、糀谷小学校の卒業式に伺わせていただきました。卒業証書授与の

途中で退席ということになりましたけれども、こちらは両親そろって参列している家庭も多くて、小学生らしい雰囲気が出ておりました。羽織はかまの卒業生も多くて、中学校とは違った華やかなものでありました。

証書の授与を受ける卒業生の様子は緊張したり、少し照れたりしてそれぞれの子どもの特徴が出ているようで微笑ましいものでございました。

校長先生は、卒業式の前日に高橋委員が来ていただいたということで喜んでございました。地域の方が参加できないのは非常に残念であるというふうに思いますが、今後、コロナが改善されて多くの人で地域の方も含めてお祝いができるようになればというふうに思いました。

糀谷小学校の卒業式の後、表彰のために役所に戻りましたが、その後、久原小学校へも行ってきました。久原小学校の卒業式はもう既に終わっていましたが、久原小学校では、ぜひ、呼びかけという卒業生の言葉をやりたいということで、体育館での卒業証書授与の後、校庭に出て呼びかけをしたそうでございます。

晴天の下で、校庭の呼びかけにとっても感動したと、指導主事が感激したというふうに言っております。

各学校で様々な工夫して卒業生を送り出す努力をしていると思います。

2点目の報告は、3月27日にアプリコで大田区JHSウインドオーケストラの修了式が行われました。ウインドオーケストラは、中学校にブラスバンド部がない学校の中学生などが集まって吹奏楽を楽しんでいます。

本来ならば、吹奏楽の練習の成果を発表としてアプリコの大ホールで春風コンサートを行うところですが、今年はコロナ禍のためにコンサートが中止となり、修了式という形で行われました。

参加していたのは、中学校10校86名の中学生です。このウインドオーケストラは、プロの指揮者、プロの演奏家が指導をしていただけたということで、前回、コンサートを聞いたときは非常に迫力のある演奏でございました。

残念ながら、全員で演奏するということはできませんでしたが、講師の先生から生徒一人一人の様子を紹介したり、生徒の演奏を収録して宝島という曲が放送されていきました。様々な工夫がうかがえるところです。

以上、2点にわたり報告させていただきましたが、今年卒業する小学校6年生、中学校3年生にお送りいただいた教育委員会のメッセージ、大変よいものができたのではないかとこのように思っております。教育委員の方々一人一人の心のこもったお言葉がしみていたと思っております。

4月からは、さらに定期的に子供たちの保護者へメッセージが送れるのではないかなということでございます。

私からの報告は以上とさせていただきます。

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。式のほうにご参加いただいておりますので、何かご意見がありましたら、いただければと思います。

○三留委員

私のほうからは、2月24日にあった新宿小学校の研究発表会と、糀谷中学校にある夜間

中学訪問について、ご報告をいたします。

本年度最後の研究発表会ということで、新宿小学校の研究は、「進んで関わり合いながら運動に取り組む子の育成」をテーマとした体育の研究でした。

授業づくりの手立ての一つとして、「学習内容の明確化」が示されていましたが、系統性を考慮しつつ「何を学ばせるのか」ということをきちんと整理して、ゴールイメージ、引き出したい子供の姿を明確にして指導にあたることの大切さを感じました。このことは、授業中の明確な発音や言葉がけにつながっていくと感じました。

授業は、3校時目から公開されている授業の全てを見ました。どの授業も、初めに学習課題を明確に示し、それに沿った学習が展開されていました。学習カードやタブレットを活用して、児童が関わり合いながら学習を進めていたことが印象に残りました。

低・中・高学年ごとに、体づくり運動とネット型ボール運動の授業が組みまれていましたので、それぞれの段階で指導の工夫がよく分かりました。例えば2年生では、これまでに見られなかったボンバーゲームというゲームをしていました。ビニール袋に緩衝材を入れた袋をボール代わりにして、ネット越しにゲームをしていました。

子供に扱いが容易で、ネット型運動の楽しさを味わいつつ、投力も身につけることができる教材だと思いました。

新宿小学校の授業を見て感じたことは、子供がいろいろ考えながら運動に取り組んでいたということです。先生の指示中心で動く体育学習ではなく、子供が考え工夫して取り組む新しい体育学習は日常から行われていると感じました。

次に、夜間中学の訪問について話をさせていただきます。大田区に以前から夜間中学があることは知っていましたが、これまで訪れたことがなく、指導課長の計らいで3月2日に見学をさせていただきました。

夜間中学校は、外国籍で日本での学びが十分でない方、諸事情で小学校・中学校を卒業していない方や、中学校の学びが不十分であった方など、年齢を含め様々な方々が在籍をしています。

学校長の説明のほか、授業参観をいたしました。日本語の進捗状況に合わせたクラス編制で、少人数のきめ細かい授業がなされていました。国語や数学などの授業を見ましたが、児童の実態に合った授業がなされていると思いました。

国際都市おおた、多文化共生を掲げる大田区としては、外国籍の生徒が就労しながら学ぶことを支援する意味でも、重要な取組になると感じました。また、日本籍の生徒の学び直しという意味でも、夜間中学の取組は大切であると思いました。

不登校だった女子生徒が夜間中学で伸びているという話を聞きましたが、教育機会均等法にも記されている多様な学びの機会の提供、この一助にもなっているとも感じました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○高橋委員

高橋です。報告を3点します。

三留先生と同じように、新宿小の研究発表会と糀谷中の夜間学級の授業参観、それと池

上会館で行われた小学校の家庭科作品展です。

新宿小の研究発表は体育の授業でした。全学年の公開授業を今年度初めて全部参加でき、校庭では体づくり運動、体育館はボールゲームで、次の学年の体育につなげる動きがスムーズに無理なくできていたと思います。

低学年の体づくり運動は、わんわん新宿パークなど遊びからスタートし、ボールゲームは三留先生もおっしゃったように、ボンバーゲームといってビニール袋で作られた、当たっても痛くないボールを使用するなど、体育の授業が楽しくなる工夫がされていました。

授業の終わりには、振り返りカードに友達のよかったこと、自分ができるようになったことを記入し発表することで、ほかのグループの様子も分かることができます。先生の言葉かけも適切で、とてもよかったと思いました。

2月26日に池上会館で行われた家庭科作品展です。小学校の家庭科の作品ということでしたが、完成度がとても高い作品の多くに驚きました。様々な工夫やデザインなど、よく考えられて仕上がっていました。

家庭科の学習として、栄養のバランスを考えたお弁当の献立表をクラス全員分まとめて表にしてあるのは、思わず見入ってしまいました。

次に、夜間学級の授業参観ですが、生徒はとても熱心に勉強していて、先生も丁寧な指導だと感じました。仕事の後に勉強するのは、大変苦勞があると思いますが、進級する生徒もいることはすばらしい意欲だと思います。養護教諭が配置できましたが、まだまだほかに課題もあるようです。

今後とも教育委員会と連携し、取り組んでほしいと考えます。

以上です。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○北内委員

北内です。ちょっと時間はたちましたけど、指導課長にお願いして、3月1日に洗足池小学校に一日、学校参観させていただきました。ありがとうございます。

3月3日に御園中学校、こちらも一日、学校参観させていただきました。

目的は、児童・生徒、先生たちと一日一緒に過ごして、どういうふうに時間を過ごされているのか知って、今後の行政に少しでもお役に立てればなと思って参加させていただきました。

率直な感想として、本当に毎日、朝から8時、登校するときから、15時、16時まで、あっという間でした。先生たちは次から次に業務をこなしながら、休む暇もなくやってくださっていて感謝しました。

洗足池小学校で授業参観もさせていただいたので、紹介させてください。

洗足池小学校は2から3クラスの大田区では小規模から中規模ぐらいの学校で、中原街道に面していて、交通量が結構多いのですよね。登校時どうされているのかなと思ったら、恐らくPTAか保護者が外の地点、地点に立ち、子供たちの見守りをやってくださっていました。

それから、1時間目は国語でした。ICT端末タブレットをすごく有機的、上手に使われていました。子供たちに課題を出して、タブレットに子供たちがポストイットみたいに意見を書いて、それをホワイトボードにみんなで共有して、意見を出し合うというように、有効にタブレットを使っていたと私は感じました。短い期間なのに、先生たちが考えてくださって、いい授業を作ってくださっていたと感じました。

2時間目は、英語の授業でした。洗足池小学校は英語の授業が特徴的で、この日はちょうど上智短期大学の教授が来られていて、学生と6年生の子供たちをオンラインでつないで、学生さんと英語だけでコミュニケーションするのです。

小学生の子供たちは、どういう話をするかなと聞いていたら、すごいみんなはっきり物を言えて、むしろ大学生のほうが応対を含む大変な状況になっていました。すごいいい授業かなと思います。英語を担当されている先生は、ちょっとお名前は忘れたのですが、すごい立派というか、よくできる方だなと感じました。

3時間目は、算数の授業でした。こちらも特徴的で、普通は3年生からですが、2年生から習熟度に合わせて一人一人のレベル、理解度に合わせて授業をやってくださっていました。

4時間目は体育で、3組の授業を観ました。長縄跳びで何回跳べるかというのをずっとやっていたのですが、100回ぐらい跳んで、すごいなと思いました。先生たちも、一人一人に対応してくださっていました。

あと、5時間目、6時間目、理科の授業は実験でした。これも非常に面白い授業で、先生がいった言葉を覚えているのですが、時間には限りがあるから、よく考えて時間内に収まるようにやりなさいと言われていたのが印象的でした。

結果が出せるように考えてやりなさいというお話でした。

私からは以上です。御園中学校については、また別の機会に紹介させていただきます。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○弘瀬委員

3月24日、学校医をしている小学校の卒業式がありましたが、残念ながら出席は、できませんでした。私は日課で朝8時に病院の前の掃除をすることにしています。子どもたちが元気におはようございます、行ってきますという挨拶が、私を元気にしてくれます。

毎朝10名ぐらいが声をかけてくれます。その中の二人が今回卒業を迎えました。卒業式を終えて、12時過ぎていましたが、ご父兄の方と一緒に病院に立ち寄ってくれました。そして、今まで私たちの健康を守ってくれてありがとうございますと、挨拶をしてくれました。きちんとしたお礼を言ってくれてすごく感激しました。

以上です。

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第2については、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をお願いします。

○指導課長

2点報告をさせていただきます。

1点目は、不登校特例校分教室みらい教室の開設についてのご報告でございます。

特例校申請に対して、正式に文部科学省から特例校の指定を受けることができ、東京都教育委員会からも正式に開室が認められました。

公立の不登校特例校分教室としては23区初めてとなり、マスコミにも取り上げられたり、他の自治体からの問合せが来たりと注目されている事業であると感じております。

定員は、各学年8名ずつ、計24名を予定しておりますが、4月の開室時には、新1年生4名、新2年生4名、新3年生8名でのスタートとなります。

特色ある教育活動としては、標準的な各学年の授業時間数1,015時間を980時間に削減すること。また、通常の学級の登校時間を避け、周りの目を気にせずに安心して登校できるよう始業時刻を9時とすること。午前3単位時間、午後2単位時間の5時間授業を基本とし、タブレット端末を活用し、個々の学習状況に合わせて学びを進める6校時25分を1単位時間としたものを週4回設定すること。

また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通せるよう、総合的な学習の時間と特別活動の時間の合科によるキャリア教育を実施すること。

また、コミュニケーション能力の向上を図るため、スクールカウンセラー等の活用をして、ソーシャルスキルトレーニングを余剰の時間で実施すること。さらに、少人数指導をベースとし、個に寄り添ったきめ細やかな指導を行うといったことを挙げております。

なお、教職員定数でございますが、本校の学級数の関係から、新規採用教員が1名増えて、正規の教員4名でのスタートとなります。

また、今後のスケジュールは、右下のボックスにお示ししましたが、各休業中に第2期改修工事が行われる予定で、この工事を経て、みらい教室で使用する全てのスペースが使用できる状況となります。

スケジュールなどは予定となっておりますので、決定次第、順次お伝えできればと思っております。

続きまして、空港体験・思い出づくりプロジェクトを実施しましたので、ご報告させていただきます。

今年度、区立中学校では、新型コロナウイルス感染症の影響で、修学旅行を一律中止いたしました。そこで、コロナ禍で修学旅行が中止となった中学3年生が大田区の学校で学んだ思い出を胸に卒業できるよう、国土交通省、航空会社、羽田イノベーションシティの関連会社の協力を得るとともに、庁内の危機管理室、地域力推進部、産業経済部、空港

まちづくり本部、都市基盤整備部、教育総務部が連携し、全庁を挙げた公民連携事業として、卒業の思い出づくりを企画いたしました。

具体的には5校、約700名の生徒が参加し、3月8日から12日まで、羽田空港でのバスツアー、羽田イノベーションシティの見学、アンダージェットクルーズなどを行いました。

なお、大森第三中学校は、平和島公園でキャンプファイヤーを実施し、区青少年交流センター「ゆいっつ」で宿泊をしております。

そのほかの23校についても、学校独自で日帰りによる思い出づくりなどを企画し、借上げバス代については、区が支援をいたしました。

以上、ご報告でございます。

○大田図書館長

私からは、令和3年度大田区立図書館の特別整理期間についてご報告いたします。

大田区立図書館は、令和3年度に特別整理期間として、各館ごと休館期間を設けます。大森西図書館、羽田図書館など、一部の館では、この休館期間と日程を合わせて各種の改修工事を行ってまいります。

1番に、休館図書館と休館期間の表をお示ししました。大森東図書館で、4月12日から4月17日の6日間、特別整理期間とすることを皮切りに、各館ごと休館日程が重ならないよう工夫をして予定を立てています。

なお、工事などの実施による日程変更は、またその都度ご報告したいと考えています。

周知方法ですが、図書館内の掲示、区報、大田区ホームページなどで事前にお伝えしてまいります。

私からは以上です。

○教育長

ただいま、3件の報告がありましたが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

指導課長から、不登校特例校分教室みらい教室の話がございました。不登校の原因が複雑化、多様化している中で、様々な教育機会の確保の必要性が言われているところです。公立学校で23区初の実施となる不登校特例校分教室の開設は、学校復帰が困難な生徒に充実した学習の機会や、居場所を提供するという意味で、画期的な事業で、その取組に期待しているところでございます。

特色として、児童の実態にあった特別なカリキュラムを組み、卒業認定までを行うことがあります。生徒が安心していられる雰囲気の中で、学力の保障、社会的な自立に向けた取組の二つを意識して取り組んでいくことが大切だと思っております。

この計画にある少人数によるきめ細かい指導やキャリア教育、ソーシャルスキルトレーニングなどの取組を充実させていただきたいと考えております。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

日程第3について、事務局の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は「議案審議」です。

本日は規則、訓令に関し、第10号議案から第23号議案までの計14件のご審議をお願いいたします。それでは議案を読み上げます。

第10号議案 大田区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則、第11号議案 指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令、第12号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令、第13号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、第14号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、第15号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則、第16号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令、第17号議案 大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則、第18号議案 大田区立学校校外施設管理事務処務規程を廃止する訓令、第19号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則、第20号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令、第21号議案 大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、第22号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則、第23号議案 大田区いじめ防止基本方針の改正について。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案につきまして、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、私からご説明をさせていただきますが、今回14件と多く議案が予定されておりますので、少し区切って説明をさせていただいて、ご審議をいただくという形式で行わせていただきたいと思います。

まず初めに、第10号議案から第13号議案までの4件について、ご説明をさせていただきます。

第10号議案は、大田区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則になってございまして、これは令和3年1月27日付で大田区の企画経営部長及び総務部長から通知された区の行政手続における押印の見直しについてという文書に基づきまして、押印については真に必要な場合を除き原則廃止するという大田区の押印の見直しの基本的な考え方を示されたことに鑑みまして、区民サービスの向上及び事務作業の効率化を図るため、聴聞調書、それから報告書及び弁明調書から押印を廃止するために規則改正を行うものでございます。

続いて、第11号議案は、指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令から、第13号

議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令までの3件の議案でございますが、先ほどの第10号議案同様、大田区の押印廃止の基本的な考え方に基きまして、指導主事の旅費規程に係る書類をはじめとする各様式から職員の印を廃止するため、様式の一部を改正する訓令でございます。

以上、10号から13号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

○三留委員

今、ご説明にもあったように、時流である押印にかかわる制度を変えることによる改正ということで、特に問題ないと思います。

○深澤委員

深澤です。区の押印の見直しに関する規則に倣って教育委員会も見直そうということで、私も合理的であり賛同いたします。

○教育長

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第10、11、12、13号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、続けて、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、続きまして、第14号議案と第15号議案、2件についてご説明をさせていただきます。

こちらについては、令和3年度の教育委員会の組織改正に伴いまして、従来、学校職員に関する事務や教員の働き方改革の推進など、学校の支援を行ってまいりました学校職員担当課長をより分かりやすく学校支援担当課長と変えさせていただくというものでございます。

それと併せまして、これまで学務課が行っておりましたICT基盤の整備についても、この学校支援担当課長に担当をしていただくことというふうにしたいと考えてございます。

これらに伴い、指導課の学校職員担当係長を学校支援担当係長とし、これまで基盤整備をしていた学校情報化推進担当係長が学務課におりましたけれども、こちらを廃止するというものでございます。

また、指導課長の事務のうち、新しい学びの構築、ICTを活用した教育の推進、それから不登校対策等に関する事務を分担するため、指導企画担当課長を新たに設置し、指導課に併せまして事業企画担当係長を設置するというものでございます。

第14号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則及び第15号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則は、これらの組織改正に伴い事務分担に

係る文言整理と所要の改正をさせていただくものでございます。

また、第 15 号議案の公印規則につきましては、このほかに野辺山学園廃止に伴って、同管理事務所員を廃止する、また、もう一点は、第 10 号議案から 13 号議案までと同様、区の事務行政手続に係る押印の見直しに基づきまして、公印の新調、改刻、または使用廃止の際に記載する公印台帳から受領者及び返還者の印を廃止するため、様式の一部を改正するというものでございます。

少し組織改正と、それから押印の廃止とか混ざった改正になっております。少し分かりにくいかと思いますが、改正の点については以上でございます。

○教育長

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

○三留委員

第 15 号議案については、現在の学校教育の状況に合わせた組織の改善ということですので、これでいいのではないかと思います。

押印にかかわっては、前の審議と同じように、実態に合わせた改正だと思います。

○深澤委員

第 14 号議案についてですけれども、組織内の事務分担を明確にするということで、合理的に職務を進めていくという観点から、よろしいかと思います。

○教育長

それでは、ほかにご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、第 14、15 号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第 16 号議案から 18 号議案の 3 点についてご説明させていただきます。

第 16 号議案は、大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令、それから、第 17 号議案は、大田区立学校校外施設設置条例施行規則の一部を改正する規則になっておりまして、いずれも大田区立野辺山学園の廃止に伴い同学園に関する規程及び様式を削除し、併せて所要の改正を行うものでございます。

なお、第 16 号議案につきましては、このほかに第 10 号から 13 号までと同様、区の行政手続に係る押印の見直しに基づき、文書の取扱いに使用する帳票への押印を廃止するため、様式の一部改正というものを行わせてございます。

第 18 号議案は、大田区立学校校外施設管理事務所処務規程を廃止する訓令でございまして、先ほどご説明しました野辺山学園廃止に伴いまして、管理事務所を廃止するため、訓令も併せて廃止するというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございますか。

○三留委員

野辺山学園の廃止に伴う改正ということで、よいと思います。

○教育長

それでは、第 16、17、18 号議案について、原案どおり決定いたします。
続けて、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、第 19 号議案から 22 号議案までご説明をさせていただきます。

第 19 号議案は、大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則でございまして、改正点は 2 点ございます。

まず、1 点目は、池上図書館跡地に不登校特例校分教室みらい教室が開設することに伴い、教育センターに教育財産の保管責任者を設置することを定めるものでございます。

2 点目は、野辺山学園の廃止により、学務課長が管理する当該施設が伊豆高原学園のみとなるため、担任区分のうち、「これら」という複数形を「これ」というものに改正するものでございます。

第 20 号議案は、大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令でございまして。こちらについては、労働安全衛生法及び同法施行令の規程により、常時勤務する職員が 50 人以上の学校につきましては、安全衛生委員会を設置することが義務づけられているところを踏まえまして、このたび 4 月 1 日付の人事異動に伴い、安全衛生委員会を設置すべき学校が変更になるため、訓令の改正を行うというものでございます。

第 21 号議案は、大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則でございまして。これは、移転後の池上図書館の開館日が明らかになったため、同条例の施行期日を規則に委任しておりましたけれども、開館日が令和 3 年 3 月 30 日に決定したことから、施行期日を定めるために規則を制定するというものでございます。

そして、第 22 号議案は、大田区立図書館館則の一部を改正する規則でございまして、こちらは池上図書館の移転に伴い、これまで開館時間は午前 9 時から午後 7 時までとなっておりますけれども、午前 9 時から午後 9 時までとするために、規則の改正を行うものでございます。

第 22 号議案までにつきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問のある方はお願いします。
よろしいですか。

では、第 19、20、21、22 号議案について、原案どおり決定いたします。
続けて、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、最後でございます。第 23 号議案 大田区いじめ防止基本方針の改正について、ご説明をさせていただきます。

大田区いじめ防止基本方針は、平成 26 年 9 月 24 日に既に策定されておりますけれども、本年 4 月 1 日から施行される、大田区いじめ防止対策推進条例及び平成 29 年 3 月 14 日に改定された文部科学大臣決定のいじめの防止等のための基本的な方針の内容並びに学校現場における具体的な改革を踏まえ、一部改正をするものでございます。

条例の施行に合わせ、基本方針を改正することにより、学校現場においてもいじめの防止等のための具体的な対策を見直し、改めていじめ防止の意識を高めるために、この議案を提出するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はありますか。

○三留委員

第 23 号議案 大田区いじめ防止基本方針の改正について、考えを述べさせていただきます。

この改正については、今、教育総務課長からも話があったように、大田区いじめ防止対策推進条例の制定による方針の変更、追加という意味合いが強いと私も思いました。

前回のものよりも文章が整理されて、実態に即したものになっているという感じがいたしました。

大きな改正点として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題再調査委員会を明確に位置付けたことがあります。

第 6 条の各項では、それぞれの委員会、協議会の役割が明確に載せられております。いじめの未然防止とともに、重大事態の発生の場合、これまで成文化されてこなかった第三者的な委員会として、迅速で適切な運営に努めてほしいと思っております。

他に、新しくつけ加えられたこととして、第 5 条の各項にある学校いじめ対策組織の設置であるとか、重大事態の対処などがありますけれども、同じく第 5 条の早期発見の条文には、「児童・生徒に対し、定期的に外部相談の窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える」が、新しくつけ加えられました。

これは、いじめ問題の基本的な考え方で示されている社会総がかりの取組につながることで、その文章を入れたことは極めて大切なことだと思っております。

文部科学省の 24 時間子供 SOS ダイアル、法務省人権擁護局の子ども人権 110 番、SOS ミニレター、東京都のいじめ相談ホットラインなどがあります。もちろん、大田区も指導課、教育センターでも電話、メールによる相談を受け付けています。

見つけられていないいじめの早期発見や早期対応のために、各学校では信頼のおける機関のチラシ等を配布し、子どもが困ったときに相談できるような状況をつくってもらえたらと思っております。

○深澤委員

深澤です。私も、今回の基本方針は、大田区のいじめ防止対策推進条例の策定に伴う変更であるというふうに認識をしております。

特に私が評価しているという点は、第5条の3で、学校におけるいじめの防止等に関する取組というところですか。重大事態が万が一起こった場合に、学校がどのように取り組んでいくかということについて、明確に記載がされているという点が前回のものと異なっており、評価に値するものであるというふうに考えております。

また、第6条の大田区におけるいじめ問題対策の取組につきましても、条例に沿った形で対策もいじめ問題対策連絡協議会の設置、いじめ問題対策委員会の設置と明記しているということで、今後、万が一、いじめ問題が起こった場合に、どのように区として対応していくかということが明確に示されたという点が本基本方針の特色であるというふうに思っております。

第5条の早期対応では、単に謝罪をもって安易にいじめを解消したとすることなく、少なくともいじめに係る行為が止んでいること及び、いじめられた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できていなければ、解消している状態とは言えないことを踏まえ、いじめられた児童・生徒及びいじめた児童・生徒については、引き続き様子を注意深く観察するという基本方針が示されております。

いじめられた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまで先生を含めて学校関係者の方々は子供を見守っていこうということです。一人一人の大切な子どもの身体・生命、それをこの基本方針に据えたということを評価しております。

この基本方針については賛同いたします。

○高橋委員

高橋です。このいじめは、早期発見、早期対応がとても重要であると考えます。この大田区いじめ防止基本方針は、いじめ防止の取組について、とても丁寧に分かりやすく示されています。

基本的な考え方に、いじめを生まない、許さない学校づくりがあって、道徳の授業等を通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するよう促すとあります。教職員が児童・生徒の様子をきめ細かく把握するとともに、児童・生徒は自己肯定感を養い、対話的学びの中でいじめについて学び合い、認識を深め、いじめのない学校にしたいと思います。とてもいい方針だと思います。

○教育長

それでは、第23号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、令和3年第3回教育委員会定例会を閉会とします。

(午後2時47分閉会)